

札幌市鳥獣被害防止対策事業交付要綱

令和 5 年 5 月 29 日 経済観光局長決裁
最近改正 令和 7 年 3 月 28 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「札幌市鳥獣被害防止計画（平成 27 年 2 月策定）」に基づき、鳥獣による被害防止対策を講じるため、市長が予算の範囲内において交付する補助金について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年 6 月 29 日訓令第 24 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「事業実施主体」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき認定された、「認定農業者」及び「認定新規就農者」、札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成 7 年 1 月 24 日経済局農務部長決裁）に基づき登録された、「札幌市中核農家（以下「中核農家」という。）」、販売農家（経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家）、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立された「農業協同組合」、市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）に基づき市長が認定した市民農園の開設者をいう。

2 この要綱において「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）要綱及び本市の規則をいう。

（補助金の交付対象事業）

第 3 条 交付の対象となる事業及び補助率は別表 1 に定めるとおりとする。

（補助金の交付対象者等）

第 4 条 交付の対象となる事業実施主体は市内に在住し、当該年度に本事業により農業用施設等（以下、「施設等」という。）を整備する者とする。また、受益地は市内の現に耕作されている土地もしくは事業計画書（様式第 1 号）に記載する当該年度の耕作予定地とする。ただし、当該地以外を受益地を含めることで費用対効果の向上が見込まれる場合等については、この限りではない。

法人等にあつては、市内に主たる事務所の所在地を有し、かつ構成員の 4 分の 3 以上の者が市内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者については、補助金の交付対象としない。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の交付は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

2 同一世帯の者は、一の事業実施主体とみなす。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書、交付申請書（様式第

2号)に必要書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、事業計画書、交付申請書を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を行うときは、併せて当該年度における補助金の交付額を予算の範囲内で確定する。
- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知しなければならない。
- 4 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して、不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知しなければならない。
- 5 市長は、補助金の交付の効果の検証等、本補助金交付の運営に必要な補助条件を付することができる。

（補助事業等の内容の変更等）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、第 7 条の規定により提出した書類の記載事項に相違して補助事業を遂行する必要があるとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に事業計画変更承認申請書（様式第 5 号）を提出してその承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の軽微な変更であって、補助金額の増額を伴わないものとして市長が認める場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定による承認をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更するものとする。

（契約等）

第 9 条 事業実施主体は、事業の契約に当たっては、原則として入札又は見積合わせを行うこととする。

- 2 補助対象経費の支払いは、原則として口座振替、振込とし、クレジットカード等のポイントが付与される支払いは交付対象外とする。

（補助金の交付）

第 10 条 市長は、次条の規定により補助金の額を確定した後、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

- 2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとする場合は、概算払申請書

(様式第 6 号) を市長に提出するものとする。

- 3 前項の申請を市長が適当と認める場合には概算払の決定を通知するものとする。
- 4 補助金は、その年度内に完了した事業について交付する。

(実績報告)

- 第 11 条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後（市長から中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）速やかに実績報告書（様式第 7 号）にその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 第 6 条第 2 項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
 - 3 第 6 条第 2 項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに市長に報告（様式第 8 号）するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 12 条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、書類審査及び現地検査を実施し、当該補助事業等の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 9 号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第 13 条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消した部分に係る補助金の返還を命じるものとする。
- (1) 偽り或其他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱又はこれに基づき市長が行った処分に違反したとき。
- 2 市長は、補助金の交付を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を命じるものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定による取消を行ったときは、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業評価)

- 第 14 条 補助金の交付を受けた者は、事業の効果を評価するため、事業評価報告書（様式第 10 号）を事業実施年度の 3 月末日までに市長に提出すること。
- なお、鳥獣被害が深刻化した時期以降に施設等の整備を行った場合等、事業実施年度に事業評価が困難な場合は、事業評価報告書にその旨記載して提出し、

事業実施次年度の 3 月末日までに再度市長に事業評価報告書を提出すること。

(財産の管理等)

第 15 条 事業実施主体は、整備した施設等について、耐用年数までは適正に管理することとする。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の制限を受けるものとし、耐用年数が経過するまでは補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、財産管理台帳（様式第 11 号）及びこの補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で市長が認める期間が 5 年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱の定めるもののほか必要がある事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 29 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 12 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 29 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式

- 1 事業計画書（様式第 1 号）
添付資料 誓約書
- 2 補助金交付申請書（様式第 2 号）
- 3 補助金交付決定通知書（様式第 3 号）
- 4 補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）
- 5 事業計画変更承認申請書（様式第 5 号）
- 6 補助金概算払申請書（様式第 6 号）
- 7 実績報告書（様式第 7 号）
添付資料 収支決算報告書、振込口座届出書
- 8 消費税仕入控除税額報告書（様式第 8 号）
- 9 補助金確定通知書（様式第 9 号）
- 10 事業評価報告書（様式第 10 号）
- 11 財産管理台帳（様式第 11 号）